

ショートステイえびすの郷 利用料の目安

(1割負担の場合(加算含む)/ご利用料金は個別加算の有無などにより多少前後します。)

【令和8年4月1日現在】

(単位：円)

利用負担限度額	要介護度	負担額 (加算含む) 1日	介護保険負担限度額		雑費	合計金額
			居住費	食費		
			日額	日額		
第1段階 住民税世帯非課税で老 齢福祉年金を受給され ている方など	要介護1	1,050	880	300	240	2,470
	要介護2	1,130				2,550
	要介護3	1,220				2,640
	要介護4	1,300				2,720
	要介護5	1,390				2,810
第2段階 住民税世帯非課税で合 計所得金額と課税年金 収入額が80万円以下の 方	要介護1	1,050	880	600	240	2,770
	要介護2	1,130				2,850
	要介護3	1,220				2,940
	要介護4	1,300				3,020
	要介護5	1,390				3,110
第3段階① 住民税世帯非課税で合 計所得金額と課税年金 収入額が80万～120万円 以下の方	要介護1	1,050	1,370	1,000	240	3,660
	要介護2	1,130				3,740
	要介護3	1,220				3,830
	要介護4	1,300				3,910
	要介護5	1,390				4,000
第3段階② 住民税世帯非課税で合 計所得金額と課税年金 収入額が120万円超の方	要介護1	1,050	1,370	1,300	240	3,960
	要介護2	1,130				4,040
	要介護3	1,220				4,130
	要介護4	1,300				4,210
	要介護5	1,390				4,300
第4段階 世帯に住民税課税者がお られる方	要介護1	1,050	2,066	1,800	240	5,156
	要介護2	1,130				5,236
	要介護3	1,220				5,326
	要介護4	1,300				5,406
	要介護5	1,390				5,496

* 食費1,800円/日(朝食350円、昼食740円、おやつ110円、夕食600円)

* 2割負担: 負担額×2+居住費+食費+雑費 / 3割負担: 負担額×3+居住費+食費+雑費

【 当施設で算定している加算について 】

★印は全員の方に加算されます。★印のない加算は該当者の方のみとなります。

加算の名称	内容	基準単位
★ 看護体制加算(Ⅲ)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合で、要介護3以上の利用者の占める割合が全体の70%以上である場合に算定	12/日
★ 看護体制加算(Ⅳ)	必要人員を配置し、入居者の状態が重度化しても対応できる体制を整備している場合で、要介護3以上の利用者の占める割合が全体の70%以上である場合に算定	23/日
★ 夜間職員配置加算(Ⅱ)ユニット型	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定	18/日
★ 短期生活機能訓練体制加算	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定	12/日
★ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのオンライン提出をしている場合に算定	100/月
★ サービス体制強化加算(Ⅰ)	介護職員のうち、介護福祉士資格を有する職員を60%以上配置している場合に算定	22/日
★ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金改定などに係るもの。1か月の利用総単位数の合計に16.03%(5月分まで14%)×10.17(地域単位・円)×負担割合 ※1か月の利用総単位数の合計によって異なります。145円/日は要介護1で上記★印の加算のみの場合の概算額	145/日
送迎加算	サービス提供地域内の送迎について、片道につき加算	184/片道
療養食加算	医師の食事箋により、療養食(糖尿病食、腎臓病食など)が提供された場合に、1食につき基準単位を算定	8/食
緊急時短期入所受入加算	緊急入所を行った場合、入所した日から7日間(月をまたぐ場合には最大で14日間)算定	90/日
医療連携強化加算	重度者を受け入れる体制を整えた上で、実際に重度者を受け入れた場合に算定	58/日
看取り連携体制加算	病院や診療所、訪問看護ステーション、当施設看護職員と24時間連絡できる体制を確保している場合で、利用開始時、利用者・その家族等に内容を説明し、同意を得ている場合に算定(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)	64/日
口腔連携強化加算	介護・看護職員が利用者の口腔状態を評価し、歯科医療機関へ情報連携・相談を行う体制を評価する加算	50/月
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて利用している場合であって、利用者に対し引き続きサービスの提供を行った場合、31日目より所定単位数から当該基準単位を減算	-30/日
	連続して60日を超えて利用している場合であって、利用者に対し引き続きサービスの提供を行った場合、61日目より所定単位数から当該基準単位を減算	-32/日

【 その他 諸費用について 】

電気代	テレビ(備え付け)	60円/日
	追加料金	60円/日
理美容代	カット	2,000円
	カット+顔剃り	2,500円
	顔剃りのみ	1,000円
地域外の送迎に係る費用	片道	(送迎加算)+1,000円